公　告

諸　事　項

工 場 財 団

山形県鶴岡市鳥居町15番22号**鶴岡瓦斯株式会社**の工場財団に山形県鶴岡市宝田三丁目５番１号鶴岡瓦斯道形工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年８月 29 日

山形地方法務局鶴岡支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年８月 29 日

中部地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成24年８月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社内田商会　内田　譲二　岐阜県岐阜市池ノ上町四丁目６番地　国土交通大臣許可（般―23）第16763号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（防水工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月９日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年８月 29 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年８月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日電工業株式会社　桑原　公三　広島県広島市南区出汐２―３―29　国土交通大臣許可（般―22）第21179号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年６月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年８月 29 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年８月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　熊野舗道工業株式会社　熊野　和憲　山口県山口市小郡上郷1589番地　国土交通大臣許可（般―23）第1776号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年６月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年８月 29 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年８月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社興電社　竹下　正孝　広島県広島市中区南吉島二丁目３番25号　国土交通大臣許可（般・特―22）第14899号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、電気通信工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可、電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年８月 29 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年８月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エルクホームズ株式会社　卜部　治久　山口県周南市南浦山町２番１号　国土交通大臣許可（特―22）第18590号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年８月 29 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

1　処分をした年月日　平成24年８月８日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＫＹテクノロジー株式会社　河本　靖文　山口県下松市葉山２―904―10　国土交通大臣許可（特―23）第24205号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成24年７月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

基 本 測 量 関 係 事 項 公 告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年８月 29 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

種類	実施時期	提供範囲	縮尺レベル	摘要
電子地形図25000	平成24年	（注１）	25000レベル	

備考　地図の刊行日　平成24年８月30日

（注１）北海道全域（但し、一部地域を除く）

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第８５０２号

石川県白山市相川町30番地
申立人　山　　祐治
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日平成24年４月18日、出生の場所石川県石川郡御手洗村、出生年月日昭和７年５月５日、職業無職
被相続人　亡　山　　清松
石川県金沢市もりの里２丁目160番地、事務所石川県金沢市もりの里２丁目224番地
相続財産管理人　加藤　雅史

金沢家庭裁判所

平成２４年（家）第８５５５号

石川県金沢市南町１番１号
申立人　金沢信用金庫
本籍石川県珠洲市若山町出田三十一の部15番地、最後の住所石川県金沢市米泉町２丁目33番地１、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日推定平成23年９月、出生の場所石川県珠洲郡若山村、出生年月日昭和43年12月17日、職業清掃業
被相続人　亡　細越　和彰
事務所石川県金沢市御影町２番２号　ＭＩビル２階　さえき司法書士事務所
相続財産管理人　佐伯　知亮

金沢家庭裁判所